

「相続放棄・限定承認の申述の有無の照会」について

津家庭裁判所

1 照会先の家庭裁判所

相続放棄・限定承認の申述は、被相続人（亡くなられた方）の最後の住所地（住民票除票又は戸籍附票などで確認してください。）を管轄区域とする家庭裁判所で取り扱います。

津家庭裁判所（本庁・支部）の所在地及び管轄区域は、末尾のとおりです。

2 照会することができる方

(1) 相続人

なお、相続放棄の申述を受理された方は相続人には該当しませんが、別途法律上の利害関係があることを疎明すれば照会は可能です。

(2) 被相続人に対する利害関係人（債権者等）

3 照会手数料

照会手数料は不要です。

4 照会手順

(1) 照会書等の作成

ウェブサイトに掲載している「相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会書」及び「相続人目録」（どちらも津家裁のホームページに申請書類を掲載しています。）を利用するなどして必要事項を記入し、管轄区域に応じた裁判所に送付してください。

照会に当たっては、照会対象者（相続人）を「相続人目録」で特定してくだ

さい。

照会対象者（相続人）の氏名のほか、被相続人の氏名、死亡時の最後の住所及び死亡年月日を、必ず戸籍（日本国籍を有しない方については住民票除票等）の記載どおり正確に記入してください。

なお、照会対象者（相続人）の氏名に婚姻又は養子縁組等による変動がある場合には、旧姓等も必ず記入してください。

調査は記入された情報に基づいて行うため、戸籍の記載どおり正確に記入されていない場合には、相続放棄等の申述の受理がないものとして取り扱われることがあります。

(2) 照会書の添付資料等

照会書の添付資料等は、原則として、次のとおりですが、追加資料が必要な場合には、別途お知らせします。

なお、住民票等の添付資料は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

ア 相続人が照会者の場合

(ア) 被相続人の死亡したことが記載されている戸籍（全部事項証明書）
のコピー

(イ) 被相続人の最後の住所地の住民票除票（本籍地表示のあるもの）の
コピー（住民票除票に代えて戸籍附票のコピーでも可）

これらの書類が保存期間の経過等により取得できない場合には、市
町が発行する廃棄済証明書及び被相続人の最後の住所地に関する事情
説明書

(ウ) 照会者が被相続人の相続人であることを確認できる書類（戸籍等。た
だし発行から3か月以内のもの）のコピー

(エ) 照会者が当該相続人本人であることが確認できる公的書類（住民票、
運転免許証やパスポート等）のコピー

(オ) 裁判所から照会に対する回答を送付するのに使用する、宛先・宛名を記入し郵便切手を貼付した返信用封筒

※ 重量超過で料金が不足する場合には、不足料金受取人払いで送付させていただきます。

イ 利害関係人（債権者等）が照会者の場合

(ア) 照会者の資格証明資料

a 法人のとき

照会者が当該法人の代表者（登記されている支配人も可）であることを確認できる代表者事項証明書等（ただし発行から3か月以内のもの）のコピー

※ 銀行等の支店長名による照会は、登記されている支配人でない限りできません。

b 個人のとき

利害関係人本人であることを確認できる公的書類（住民票、運転免許証やパスポート等）のコピー

(イ) 利害関係疎明資料

利害関係の内容、利害関係人の住所及び氏名、被相続人の住所、氏名及び生年月日等を確認できる契約書、不動産登記事項証明書、判決書等のコピー（契約書等だけでは利害関係を把握できない場合には、利害関係を具体的に記載した利害関係説明書）

(ウ) 被相続人情報確認資料

a 被相続人の死亡したことが記載されている戸籍（全部事項証明書）のコピー

b 被相続人の最後の住所地の住民票除票（本籍地表示のあるもの）のコピー（住民票除票に代えて戸籍附票のコピーでも可）

これらの書類が保存期間の経過等により取得できない場合には、市

町が発行する廃棄済証明書及び被相続人の最後の住所地に関する事情
説明書

(エ) 相続関係確認資料

債務者等の相続人について更に相続が開始しており、照会の対象となっている被相続人が債務者等の相続人であるときは、照会の対象となっている被相続人と債務者の相続関係が確認できる書類（戸籍や相続放棄等の申述が受理されていない旨の家庭裁判所からの回答書等のコピー）

(オ) 債権回収委託関係確認資料

照会者が利害関係人から債権回収の委託を受けた者である場合には、利害関係人から照会者への委託を確認できる証明書の原本又は委託に関する契約書等のコピー

(カ) 裁判所から照会に対する回答を送付するのに使用する、宛先・宛名
（代表者宛てではなく支社、支店又は営業所等宛てでも可）を記入し
郵便切手を貼付した返信用封筒

※ 重量超過で料金が不足する場合には、不足料金受取人払いで送付
させていただきますことがあります。

ウ 代理人弁護士が照会者の場合

照会者が相続人又は被相続人に対する利害関係人（債権者等）から委任された弁護士である場合には、ア又はイの所要の資料のほか委任状の原本

※ 弁護士以外の方は代理人にはなれません。

5 調査対象期間について

調査できる期間は、以下のとおりです。

なお、相続放棄等の申述がされた後、30年を経過しているものについては、
調査することができません。

(1) 津家庭裁判所本庁、松阪支部、伊勢支部、熊野支部

ア 被相続人の死亡日が平成18年1月1日以降の場合

被相続人の死亡日から回答書作成日の前日まで

イ 被相続人の死亡日が平成17年12月31日以前の場合

第1順位の相続人については、被相続人の死亡日から、それ以外の相続人については、先順位の相続人の相続放棄の申述等が受理された日から、それぞれ3箇月間。

ただし、相続放棄の申述等が平成18年1月1日以降にされているときは、平成18年1月1日から回答書作成日の前日までの期間で回答できることがあります。

(2) 津家庭裁判所伊賀支部、四日市支部、尾鷲出張所

ア 被相続人の死亡日が平成19年1月1日以降の場合

被相続人の死亡日から回答書作成日の前日まで

イ 被相続人の死亡日が平成18年12月31日以前の場合

第1順位の相続人については、被相続人の死亡日から、それ以外の相続人については、先順位の相続人の相続放棄等の申述が受理された日から、それぞれ3箇月間。

ただし、相続放棄の申述等が平成19年1月1日以降にされているときは、平成19年1月1日から回答書作成日の前日までの期間で回答できることがあります。

6 再照会の場合の添付資料

相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会に対する回答から1年以内に被相続人に対する同一の利害関係に基づいて再び照会を行う場合には、前回の回答書のコピーを添付すれば、4の(2)記載の添付資料等（返信用封筒を除く。）の添付を省略できます。

なお、照会者に関して変動があった場合（名称、代表者、住所の変更等）には、当該変動を確認できる資料の添付が必要です。

7 相続放棄等の申述受理証明書の申請

相続放棄等の申述受理証明書の発行には、別途申請（申請にあたっては、津家裁ホームページに掲載されている「証明書等申請書」を利用してください。）が必要となり、相続放棄・限定承認の申述の有無の照会時に添付資料を提出していた場合も、再度資料の提出が必要（戸籍謄本等については、原本の提出が必要）となります。また、相続放棄・限定承認の申述の有無の照会と異なり、手数料（証明書1通について収入印紙150円）が必要です。

なお、相続放棄等の申述受理証明書の申請に先立って相続放棄・限定承認の申述の有無の照会を行っている場合には、証明申請書とともに、有無照会の回答書の写しも添付してください。

津家庭裁判所（本庁・支部）の所在地及び管轄区域

(1) 津家庭裁判所（本庁）

ア 所在地、電話番号

〒514-8526 三重県津市中央3-1

TEL 059-226-4711

イ 管轄区域

津市、亀山市、鈴鹿市、

松阪市の内嬉野地域振興局（嬉野町、嬉野一志町、嬉野井之上町、嬉野岩倉町、嬉野小原町、嬉野上小川町、嬉野釜生田町、嬉野川北町、嬉野川原木造町、嬉野黒田町、嬉野黒野町、嬉野小村町、嬉野合ヶ野町、嬉野権現前町、嬉野算所町、嬉野島田町、嬉野下之庄町、嬉野上野町、嬉野神ノ木町、嬉野須賀町、嬉野須賀領町、嬉野滝之川町、嬉野田村町、嬉野津屋城町、嬉野天花寺町、嬉野中川町、嬉野中川新町、嬉野新屋庄町、嬉野野田町、嬉野八田町、嬉野平生町、嬉野堀之内町、嬉野見永町、嬉野宮古町、嬉野宮野町、嬉野森本町、嬉野矢下町、嬉野薬王寺町）及び三雲地域振興局（市場庄町、小津町、小野江町、笠松町、上ノ庄町、喜多村新田町、久米町、五主町、小舟江町、曾原町、中ノ庄町、中林町、中道町、西肥留町、甚目町、肥留町、星合町、舞出町）の各所管区域

(2) 津家庭裁判所松阪支部

ア 所在地、電話番号

〒515-8525 三重県松阪市中央町36-1

TEL 0598-51-0542

イ 管轄区域

松阪市（（１）記載の嬉野地域振興局及び三雲地域振興局の各所管区域を除く）、

多気郡（多気町、明和町、大台町）

度会郡の内 大紀町

(3) 津家庭裁判所伊賀支部

ア 所在地、電話番号

〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内130-1

TEL 0595-21-0002

イ 管轄区域

伊賀市、名張市

(4) 津家庭裁判所四日市支部

ア 所在地、電話番号

〒510-8526 三重県四日市市三栄町1-2-2

TEL 059-352-7185

イ 管轄区域

四日市市、桑名市、いなべ市、三重郡（菰野町、朝日町、川越町）、桑名郡（木曾岬町）、員弁郡（東員町）

(5) 津家庭裁判所伊勢支部

ア 所在地、電話番号

〒516-8533 三重県伊勢市岡本1-2-6

TEL 0596-28-3135

イ 管轄区域

伊勢市、鳥羽市、志摩市

度会郡の内 玉城町、度会町、南伊勢町

(6) 津家庭裁判所熊野支部

ア 所在地、電話番号

〒519-4396 三重県熊野市井戸町784

Tel 0597-85-2145

イ 管轄区域

熊野市、南牟婁郡（御浜町、紀宝町）

(7) 津家庭裁判所尾鷲出張所

ア 所在地、電話番号

〒519-3615 三重県尾鷲市中央町6-23

Tel 0597-22-0448

イ 管轄区域

尾鷲市、北牟婁郡（紀北町）